

指定障害福祉サービス事業者等 代表者 様

福島市長 木 幡 浩
(公印省略)

福島市指定障害福祉サービス事業者等指定申請の手引きの改正
及び指定申請等に係る変更点等について

日頃より、本市の障がい者及び障がい児福祉サービスにご尽力いただき御礼申し上げます。

さて標記についてですが、平成30年度の中核市移行後、障害福祉サービス事業者等における指定事務及び指導監督事務が福島県より移譲となり事務遂行しておりますが、今般、適正な指定事務遂行を目的として、別添のとおり「福島市指定障害福祉サービス事業者等指定申請の手引き【令和4年9月作成】」を作成しましたので、ご一読いただき、活用していただきますようお願い申し上げます。

なお、手引き作成に伴い、これまでの新規指定申請等における主な変更点について、下記のとおりとなりますのでご留意願います。

記

1 新規指定申請における主な変更点

新規指定については従前「事前調書」を提出していただいたのち、新規申請書類等の提出としていましたが、「事前協議・事業計画書」を事業開始希望日の3か月以上前に提出、その後、当職でその内容の確認(審査)後、事業開始希望日の50日前までに新規指定申請書類の提出となります。

また、すでに旧手引きによる「事前調書」を提出し、内容確認が終了している新規事業所につきましては、「事前協議・事前計画書」の提出については不要とします。

➡新規指定希望日の50日前までに新規指定申請書類をご提出ください。(※指定希望日により申請様式等を旧様式においてすでに作成している事業所については、あらためて新様式での作成・提出を不要とします。)

なお、年度途中における手引き改正等により、取扱いについては下記のとおりとします。

新規指定希望日	各書類等提出期限、内容等
令和4年12月1日	・「事前協議・事業計画書」を令和4年9月26日～10月7日まで提出 ・その後、当職の書類確認(審査)終了後、令和4年10月21日まで、新規指定申請書類等を提出
令和5年1月1日	・「事前協議・事業計画書」を令和4年9月26日～10月7日まで提出 ・その後、当職の書類確認(審査)終了後、令和4年11月10日まで、新規指定申請書類等を提出
令和5年2月1日	・「事前協議・事業計画書」を令和4年10月31日まで提出 ・その後、当職の書類確認(審査)終了後、令和4年12月12日まで、新規指定申請書類等を提出
令和5年3月1日以降	・「指定申請等の手引き」取扱いのとおり

2 各申請等に係る必要(添付)書類一覧表について

【新規】、【変更申請】、【更新】、【変更届出書】に分類し、事業ごとに必要(添付)書類を一覧表として明示しました。各申請等に必要な書類等を事前に作成、準備したうえで書類提出をお願いします。

また、従前と相違し、各申請等に係る提出書類において、適正な指定事務とするため、追加になっている資料等も多くありますので、ご留意願います。

3 指定等の手引き及び新規指定申請等に係る提出・問い合わせ先について

担当課:福島市役所健康福祉部福祉監査課

住 所:〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL:024-597-6468

FAX:024-563-7290

メールアドレス : f-kansa@mail.city.fukushima.fukushima.jp

※なお、詳細なお問い合わせ等を必要とする場合につきましては、福島市かんたん申請システム「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

(事務担当:福島市役所健康福祉部福祉監査課 齋藤、小峯)